

金融小委員会の審議状況

金融小委員会では、株式譲渡益課税のあり方について議論を行い、本年9月に「証券税制等についての意見」（以下、「意見」という。）を取りまとめた。その後、①貯蓄優遇税制、②証券投資信託に関する税制、について議論を行った。

小委員会は、金融税制全般にわたり、専門的・理論的観点から幅広く検討を行うことをその役割としている。これまで株式譲渡益課税など当面する諸課題について議論を行ってきたが、小委員会は、これらを通じ、納税者番号制度の導入に向けた検討をはじめ、所得税制全体を広く視野に入れつつ、金融税制全般を体系的に検討することの必要性をあらためて認識している。以下は、現時点での審議状況として、上記の2点について取りまとめたものである。

1. 貯蓄優遇税制の是正について

「貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替え」（いわゆる骨太の方針）の観点から、家計の資産選択における変化を促すとすれば、貯蓄を優遇してきた各種の制度を広く見直していくことが重要な課題となることは、「意見」において指摘したところである。

これを受け、少額貯蓄非課税制度等及び生命保険料控除制度・損害保険料控除制度について議論を行った。

これらについては、従来から、税制調査会において、社会保障制度のあり方を検討する中で制度のあり方を見直していくべきではないか、また、廃止若しくは縮減に向けて見直しを行うべきではないか等の考え方が度々示されてきた。一方、制度創設以降、実際にそうした見直しは行われてきていない。

小委員会としては、以下に示すとおり、両制度は基本的に廃止すべきものと考えるが、こうした経緯を踏まえれば、少なくとも、時限を付した「サンセット措置」へ移行するなど何らかの具体的な措置を講ずるべきであると考える。

(1) 少額貯蓄非課税制度（老人マル優）等

- ・ 少額貯蓄非課税制度等については、従来から、課税ベースの拡大を図る観点、更に、高齢者の貯蓄水準の実態等からみて高齢者相互間のみならず世代間の税負担の公平を確保する観点等から、見直しの必要性が指摘されている。

- ・ 高齢者世帯（世帯主が65歳以上の世帯）の平均貯蓄残高でみると、直近では、例えば30～40代世帯の約2～4倍となっているほか、高齢者世帯の所得に占める利子所得の平均割合は、総じて1%前後となっている。
- ・ 本制度は、典型的な貯蓄優遇税制に該当するものであり、「金融のあり方の切り替え」の方針、更に、「租税特別措置の聖域なき見直し」の方針からも、根本的に再検討する必要がある。
- ・ 以上を踏まえれば、少額貯蓄非課税制度等については、「意見」にも指摘したとおり、基本的には、その廃止に向け検討することが適当である。

(2) 保険料控除制度

- ・ 現行の生命保険料控除制度・損害保険料控除制度については、制度創設後、長期間が経過し、保険加入率は相当の水準に達しており、また、大半の納税者に対し適用され、これ以上の誘因効果も期待できない（生命保険料控除：昭和26年創設。損害保険料控除：昭和39年創設）。
- ・ 保険の貯蓄としての側面に着目すれば、様々な貯蓄手段のうち、特に保険に限って税制上優遇する本制度は、金融商品間の税負担の公平性及び中立性等に照らし、問題がある。
- ・ 措置の内容については、保険加入時に限らず、保険料支払期間を通じて所得控除が継続する上、所得の多寡に関わらず利用可能となっており問題である、といった指摘もあった。
- ・ 主要国においても、生命保険料や損害保険料に係る控除制度は設けられていないことが通例である。
- ・ 以上を踏まえれば、本制度は、「租税特別措置の聖域なき見直し」の方針の下、その廃止に向け検討を進めるべきである。

2. 証券投資信託に関する税制について

投資信託は専門の仲介機関を通じて資産運用等を図る仕組みであり、一般の個人投資家にとっては、株式へ直接投資するより本来なじみやすい側面を有すると考えられている。小委員会においては、株式投資信託（以下、特に記さない限り「公募型」を指す。）に対する課税のあり方等を中心に議論を行った。

具体的には、株式投資信託について、収益分配金が配当所得に分類される一方で、昭和39年以降、「利子並」課税（収益分配金に対し源泉分離課税を行うとともに、譲渡益は非課税とし、譲渡損はないものとする取り扱い）が継続されており、「金融のあり方の切り替え」との関連で、こうした取り扱いを見直す必要があるかについて、様々な議論が行われた。

(1) 株式投資信託に関する所得課税のあり方

株式投資信託に対する課税のあり方、すなわち、現行の「利子並」課税を継続するのか、若しくは、収益分配金（配当）に対する原則的な取り扱いとするのかについては、様々な意見があったが、概略、以下のように整理される。

いずれにしても、収益を「利子並」に扱いつつ、譲渡時には譲渡益課税を行うなど、税体系上の整合性を考慮しない取り扱いは適当とは言えず、採るべきでないを考える。

a 株式投資信託に対する「利子並」課税を変更し、収益分配金に配当としての課税を行うなどとする意見が多かった。

- ・ 株式投資信託の創設時は「貯蓄優遇」の時代であったが、「投資優遇」に方向が転換している現在、収益に配当課税を行い、譲渡時には譲渡益課税を行うといった、株式に対する課税と同様の方式へ変えていくのが適当ではないか。
- ・ 投資信託は、その時々々の時価により評価され得る商品であり、支払い時のキャッシュフローが予め約定されていないという意味では、税制も株式に対する課税と同様の方式でなければならないのではないか。

b 株式投資信託の株式の組入比率はゼロから100%まで様々であり、株式と同一視することが適当かという点に関連して、次の意見があった。

- ・ 特定株式投資信託（ETF）が株式と同一の税制上の取り扱いがなされているのは、現物株式の拋出のみによって組成される点に着目されたからであり、その点で、必ずしも株式投資信託を株式と同一に取り扱う必要はないのではないか。
- ・ 株式投資信託の中には、株式の組入比率がゼロとなる場合も想定し得るが、その場合には、むしろ公社債投資信託と同様の性格を有するものと考えるべきではないか。

c 株式投資信託について、現行制度（収益に対する「利子並」課税）が合理的ではないかとして、次の意見があった。

- ・ 株式投資信託は、資産運用を職業とする専門家が金融サービスを提供する商品であるほか、ファンド内で分散投資される上、いったん損益通算も行われるなど、株式と商品性が異なるのではないか。
- ・ これまで「利子並」課税が行われ、言わば「貯蓄類似商品」として広く普及してきた経緯等を踏まえれば、一般の個人投資家にとって、株式投資信託を購入する際、「リスク商品」を購入しているという認識があまり無いのではないか。

(2) 集団投資スキームに対する課税

証券投資信託は、投資法人、特定目的信託、特定目的会社等とともに、「多数の投資家から資金を集め、第三者である資産運用の専門家が市場で運用・管理する仕組み（いわゆる集団投資スキーム）」の一類型と位置付けられる。

証券投資信託以外のものについては、ファンドである会社や信託をいったん法人税の課税対象とした上で、収益の分配を課税所得の計算上、損金算入する等の取り扱いとされている。これに関連して次の指摘があった。

- ・ 集団投資スキーム全体を通じて課税の整合性を図る観点から、証券投資信託に対してファンド段階での課税を行った上で、損金算入の手当てを講ずるなどの措置を実施すべきではないか。

(3) 証券投資信託課税を巡る所得税制上の論点

株式投資信託を含め、証券投資信託に関する税制一般については、次のとおり、多岐にわたって議論が行われたところであるが、これらは金融税制のみならず、所得税制全体のあり方にも関連するものであり、将来にわたって更に検討が進められる必要があると考える。

- ・ 金融商品の類型として、フィクスト・インカム型（支払われるキャッシュフローが事前に約定されているもの）とマーケット・マーケット型（資産価値の変動が市場価格として反映されるもの）に分類する考え方もあるのではないか。
- ・ 株式から預貯金まで、金融商品の抱えるリスクは様々と考えられるが、所得税制上、リスクはどう捉えられるのか。
- ・ 投資信託の解約（償還）時に生じる実質的な損失について、これを所得概念上どう位置付けるか、また、投資信託の解約（償還）と譲渡との違いをどのように考えるか。
- ・ 金融がグローバル化する中、金融商品は多様化・複雑化しており、所得分類は経済実態に適合的と言い得るのか。逆に、所得分類を維持しつつ、総合課税の方向で検討することも考えられるのではないか。
- ・ 納税者番号制度の導入については、具体的な検討を促進すべきではないか。